

三戸町有害鳥獣被害対策協議会狩猟免許取得経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、三戸町の有害鳥獣による農林水産業等の被害防止対策として、三戸町鳥獣対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）を確保するため、狩猟免許及び銃砲刀剣類所持許可証等（以下「狩猟免許等」という。）を取得した者に対し、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に準じるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、次の号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 三戸町内に在住又は在勤している、または猟友会三戸支部に所属している者
- (2) 狩猟免許を取得する者
- (3) 免許取得後は、実施隊員として有害鳥獣の被害防止活動を積極的に行う者

(狩猟免許の種類)

第3 狩猟免許の種類は、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許とする。

(補助対象経費及び額)

第4 補助金の対象経費は、次に掲げるものとし、助成金の額は、当該対象経費の全額とする。

- (1) 狩猟免許受験料
- (2) 事前講習会受講料
- (3) 銃砲刀剣類所持許可証申請手数料
- (4) 猟銃及び空気銃講習受講手数料
- (5) 射撃教習資格認定申請手数料
- (6) 火薬類譲渡等許可申請手数料
- (7) 射撃教習受講料（ただし、実包購入費については散弾25発分を上限とする。）
- (8) 申請等に係る医療機関の診断書発行手数料（ただし6,600円を上限とする。）
- (9) その他、会長が適当と認める経費

2 狩猟免許等取得に係る一連の経費である場合は、過年度分の経費も、規則第4条第1項の規定による対象経費とする。

(補助金の申し込み)

第5 補助金により免許を取得しようとする者は、事業着手前に狩猟免許取得経費補

助金申込書（様式第1号）を会長に届け出るものとする。なお、取得を中止する場合は、狩猟免許取得経費補助金中止届（様式第1号）を会長に届け出るものとする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を申請しようとする者は、狩猟免許取得経費補助金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- （1）取得した狩猟免許等の写し
- （2）銃砲刀剣類所持許可を受けた者は、取得した銃砲刀剣類所持許可証の写し
- （3）第4条に定める経費の領収書等の写し

（補助金の交付決定）

第7 会長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、必要な事項を審査し、適当と認めた場合は、狩猟免許取得経費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8 申請者は、前条の交付決定通知を受けたときは、狩猟免許取得経費補助金請求書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9 会長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10 申請者が、次の号のいずれかに該当すると認められるときは、会長は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （2）正当な理由なく、この要綱に定める事項に違反したとき
- （3）その他、会長が当該補助金を受けることが不当であると認められたとき

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は令和元年5月27日から施行する。